

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

第二 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

- 子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施。
- 市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体
 - ・地域住民の子ども・子育て支援の利用状況＋利用希望を把握
 - 「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成
 - 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施
- 都道府県は広域性と専門性を有する立場から、実施主体たる市町村を支援
 - ・市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を作成
 - 質の高い幼児期の学校教育・保育を計画的に実施
 - この他、市町村域を超えた広域調整、幼稚園教諭・保育士等の人材確保・質の向上に係る方策、保護を要する子どもに関する専門知識を要する施策等を実施。
- 国は、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、必要な支援を実施。
- 子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼。

- 質の確保・向上を図ることが重要
 - 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
 - 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
 - 施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営の改善 等
 - 障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要。
 - 市町村、都道府県及び国は、教育・保育施設(※)の自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の取組の促進に必要な支援を実施
- ※ 認定こども園、幼稚園、保育所

二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働

- 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、関係者は、以下の連携・協働の体制を整備。
- ・市町村内、都道府県内における新制度に係る事務の一元的実施体制の整備、関係部局間の連携・協働
 - ・市町村相互間、市町村と都道府県の連携・協働
 - ・市町村と事業者、事業者間の連携・協働(教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等)

- ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援に係る連携、保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携
- ・国と地方自治体の連携・協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成。
- 市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況＋利用希望を踏まえて計画を作成。
- 計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごと(例えば四半期ごと)に市町村と都道府県の協議・調整。

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項(必須記載事項)

1 教育・保育提供区域の設定

○市町村は、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。

※小学校区、中学校区、行政区などを想定。

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。

・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。

・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。

— 地域の実情等に応じて、さらに細かい区分で設定することも可能。

※認定の区分

- －3－5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ
- －3－5歳、保育の必要性あり
- －0－2歳、保育の必要性あり

※この資料で「保育」とは、改正後の児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育を指す。

- ・保育の必要性がある子どもについて、「保育標準時間」と「保育短時間」は分けない。
 - －地域の実情等に応じて、区分することも可能。

※事業所内保育については、当該企業の労働者に係る定員を除いたものを計画に定める。

(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号)

- 待機児童の中心である0－2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。
- 量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）及び地域型保育事業（※2）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

- ・ 教育・保育施設（※1）、地域型保育事業（※2）の別に設定。

※ 保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

（イメージ）

		1年目			2年目			3年目			...
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	...
	地域型保育事業 (※2)			20人			30人			50人	...
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	...

※0-2歳・保育の必要性なしの子どもに関しては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用希望を把握し、確保の内容及び実施時期を計画に記載。（地域子ども・子育て支援事業。P9、10参照）

※当分の間、上記に加え、市町村又は都道府県が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保について記載することも可能。

- ・「当該市町村に居住する子ども」の利用に関して設定。

→他市町村の教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)や確認を受けない幼稚園(※3)により確保する場合には、これらについても記載(需給調整の際に考慮を行うことも可能→P17参照)。

* 他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業を記載する場合は、計画作成時に市町村間で調整。(必要に応じ都道府県による広域調整)

※1 認定こども園、幼稚園、保育所

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※3 市町村の確認を受けない幼稚園は、施設型給付の対象とならない。私学助成等により財政支援。

○市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

・「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

※市町村計画には、あわせて特別な支援が必要な子どもの受入体制についても記載を検討。

→この前提として、市町村は特別な支援が必要な子どもが利用可能な教育・保育施設及び地域型保育事業所をあらかじめ把握、計画作成段階で調整。

なお利用段階において、必要に応じて障害児相談支援(利用時の支援等)との連携を推進。また教育・保育施設、地域型保育事業者等は、設置・運営の際に、特別な支援が必要な子どもの受入に配慮。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業(※)の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。

※放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業など

○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。

→「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により利用希望を把握することが必要。

○地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

3-2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策))を設定。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②確保の内容	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20 か所)	800人(20 か所)	800人(20 か所)
②確保の内容	600人(16 か所)	700人(18 か所)	800人(20 か所)
②-①	▲200人(4 か所)	▲100人(2 か所)	0

※事業ごとに記載。

○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
- 0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。

—児童虐待防止対策の充実

—母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

—障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

—仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)

・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発

・好事例の収集・提供等

・企業における研修の実施等

・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等

- ・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

1 区域の設定

○都道府県は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定。

- ・区域は地域の実情に応じて設定し、認定区分ごとに設定することも可。

(イメージ1)共通の区域設定

3－5歳、学校教育のみ
3－5歳、保育の必要性あり
0－2歳、保育の必要性あり

各認定区分に共通する区域として設定

(例)区域①:〇〇市

区域②:△△市+◎◎町 ...

(イメージ2)認定区分ごとに区域設定

3－5歳、学校教育のみ
3－5歳、保育の必要性あり
0－2歳、保育の必要性あり

→ 全県1区域

(例)区域①:〇〇市

区域②:△△市+◎◎町 ...

六 その他

- 子ども・子育て支援事業計画の作成は、量の見込み及び確保方策を平成 26 年 9 月中にとりまとめ、子ども・子育て支援事業計画を平成 26 年度中に作成。
- 子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、アウトプット、アウトカムの両面から毎年度点検・評価、公表。
- 子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、中間年を目安として、計画を見直し。
- 東日本大震災による被害が甚大であった市町村であって、将来の見通しを立てることが極めて困難なものにおいては、事業計画の作成に当たって、その実情に応じ、弾力的な取り扱いを行っても差し支えないこととする。

第四 子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

- 市町村は、要保護児童や障害児等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として子ども・子育て支援の基盤整備を行う。(子ども・子育て支援法第3条第1項等)
- 都道府県は、児童相談所の設置(児童福祉法第12条)、都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画に基づく施策(母子及び寡婦福祉法第12条)、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等の設置認可(児童福祉法第35条第4項)など、子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする施策を推進。

→都道府県において必要な基盤整備を進めるとともに、都道府県と市町村の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする。

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

○子ども・子育て支援施策の充実と「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要。

○国は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、以下の施策を推進。

—男女双方について、子育て期間中を含めた働き方の見直し(育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境づくり(中小企業を含む))

—男性も子育てができる働き方の実現(「パパ・ママ育休プラス」の活用等)

—仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の社会的評価の推進

—様々な機会を活用した国民への周知、子育てに関する理解の促進(インターネットによる周知・広報、両親学級等) 等

※育児休業明けの保育所等の円滑な利用のための環境整備については、P12)参照。

計画の見直しについて

○子ども・子育て支援事業計画は、毎年度点検・評価。

※「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに行うイメージ。

○計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合は計画を見直し(中間年を目安)。

※乖離がない場合は計画の見直しは不要。

→本制度のPDCAサイクルを確保(地方版子ども・子育て会議等を活用することを想定)

①【計画段階】 ~Plan~

		1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設) ②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業 ②''			20人			30人			50人			50人			50人
②-①		0	0	▲ 100人	0	0	▲ 20人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②【実施段階】 ~Do~

※認定者数が想定を上回ったケース

		1年目			2年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
① 量の見込み		300人	200人	200人	300人	200人	200人
	認定者数	300人	210人	210人	300人	220人	220人
②	②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	②''			20人			30人
②-①		0	▲ 10人	▲ 110人	0	▲ 20人	▲ 40人

④【見直し後の計画】 ~Action~

3年目			4年目			5年目		
1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
300人	220人	220人	300人	220人	220人	300人	220人	220人
300人	200人	150人	300人	220人	150人	300人	220人	150人
		70人			70人			70人
0	▲ 20人	0	0	0	0	0	0	0

③【点検・評価】 ~Check~

点検・評価(毎年度) → 必要に応じて計画の見直し(中間年を目安)
※地方版子ども・子育て会議等を活用